

第5章

文化財の保存又は活用に関する事項



1. 小樽市全体に関する事項

文化財の保存及び活用に関する市全域を対象とした取組の方針は、次のとおりとする。

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市には、国指定の文化財6件、道指定の文化財3件、市指定の文化財11件、計20件の有形・無形の文化財と3件の登録有形文化財（建造物）が所在している。

これらの文化財は、文化財保護法、北海道文化財保護条例、小樽市文化財保護条例及びその他の関連法令に基づき、その所有者、管理者と連携しながら、適切な保存管理が図られてきた。今後も専門機関や行政の関係部局と横断的な連携を図り、保存のための適切な措置を講じるとともに、文化財の魅力を向上し、地域住民や観光客により深く魅力が伝わるよう、普及・活用に取り組むものとする。

市内に所在する歴史的建造物については、平成4年（1992）に、市内全域を対象とした総合的な実態調査が行われており、その調査結果については、その後の景観行政並びに文化財保護行政の基礎資料として位置づけられている。教育委員会からの委託を受け、日本建築学会北海道支部が実施した本調査では、一次調査で2,357棟、二次調査で508棟にのぼる歴史的建造物が把握された。このうちの一部は、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例に基づき、独自に登録・指定の措置が図られている。

市登録・指定歴史的建造物については、景観行政の一環として、技術的支援や外観の保全について助成を行うなど、保存と活用の両方を目指した取組が行われてきた。これらの歴史的建造物の中には、博物館、美術館、物販店や飲食店などとして活用されているものが数多くあり、文化体験や食事などを楽しむことができることから、今後も建物の価値と保存への理解を促すとともに、現在の助成制度等の活用を引き続き案内しながら、所有者の活用構想などを柔軟に取り入れ、文化財指定・登録を視野に含めた適切な保存管理を行政の関係部局や所有者・管理者と連携を図りながら実施する。

また、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の一部を改正し、令和7年度（2025）以降に、市の登録歴史的建造物制度と国の登録有形文化財制度を併用できるようにする予定であり、景観条例による外観保全の助成制度と登録有形文化財制度による税制上の優遇措置の両方を活用することで所有者の経済的負担を軽減するとともに、歴史的風致形成建造物として指定した建造物については、公開活用を想定した修理等に対する支援を実施する。

一方で、老朽化や経済的理由、後継者不足などによる歴史的な建造物の取り壊しが毎年少なからず発生している。近年特に加速化しているのは、個人所有の木骨石造倉庫や蔵の解体であり、平成25年（2013）12月の時点で市内に350件あった指定・未指定を含む石造建造物は、令和6年（2024）7月末の時点で301件に減少した。特に、運河の両岸に建つ木骨石造・木骨レンガ造の倉庫群は、昭和53年（1978）に小樽市が実施した調査では39

棟確認されているが、現在は11棟と約4分の1まで減少しており、保存に努める必要がある。

地域ゆかりの無形の文化財である民俗芸能等は、会員数の減少や高齢化、後継者不足が共通の課題として挙げられる。個別の民俗芸能等が持つ地域性は尊重されるべきであるが、こうした伝承の現状を踏まえた上で、地域ゆかりの民俗芸能を市民全体の文化遺産としてとらえ、幅広い地域の人々が参加し、さらには伝承者となることができるよう、広くその民俗芸能を紹介するなど、後継者育成に向けて様々な支援を図っていく。

本市には、多様で価値が高いと考えられる文化財（指定、未指定を含む。）のみならず、市民が暮らしの中で大切に受け継いできた歴史的、文化的、自然的遺産が数多く存在している。（これらを「小樽文化遺産」とする。）平成31年（2019）3月には、本市の多様な文化遺産を基盤としたまちづくりや人材育成に重要な役割を果たし、市民とともに「小樽文化遺産」の保存活用に取り組むためのマスタープランとして「小樽市歴史文化基本構想」を策定した。

策定作業の中で把握された約2,500件の「小樽文化遺産」の定期的、継続的な調査と研究に取り組み、保存の緊急を要するものや特に重要と思われるものについては、必要に応じて追加調査を行い、文化財指定の可能性について検討する。加えて、自然環境や都市景観の保全、観光振興などのほか、文化財等の防災や耐震化対策を考慮するなど、各分野の事業や施策との連携を図り、計画の具現化・推進を目指すこととする。

なお、重要文化財等の個別の保存活用計画については、令和6年5月に「重要文化財（建造物）旧日本郵船株式会社小樽支店保存活用計画」を策定している。このほかの文化財の個別の保存活用計画は未策定であることから、順次策定を検討するほか、小樽市歴史文化基本構想を軸とする「小樽市文化財保存活用地域計画」の策定についても将来的に検討し、本市に所在する未指定の文化財を含めた総合的な文化財の保存・活用に努めることとする。

（2）文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の修理及び整備については、課題の早期発見が重要となることから、所有者等による日常的な維持管理に加え、専門的な視点からの確認や指導などを行い、文化財の総合的な保存状態の管理に努める。文化財の毀損が発生した場合には、その状況や緊急性を勘案して修理時期を検討し、修理を行う。なお、老朽化が進む歴史的建造物などの保全及び活用には技術的な課題を伴うことがあり、さらには維持補修のために多額の経費を要することもあるため、所有者等の経済的負担の軽減を考慮し、各種補助制度を積極的に活用する。

指定文化財の修理は、文化財保護法や北海道及び本市の文化財保護条例に基づく適切な手続きを経て行うとともに、文化庁や北海道文化財保護審議会、小樽市文化財審議会などの関係機関や専門家と連携し、必要な助言を受けて実施する。

また、文化財としての価値を損なわないよう、過去の保存修理工事や調査等の記録を活かし、必要に応じ、有識者で構成されるワーキンググループを組織して指導・助言を仰ぎ、十分な調査を踏まえた上で適切な修理を行う。

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には、小樽の歴史文化や自然環境に関する資料を総合的に収集・展示する拠点施設である「小樽市総合博物館（本館、運河館）」があるほか、重要文化財の「旧手宮鉄道施設」、「旧日本郵船株式会社小樽支店」、「旧三井銀行小樽支店」、国の指定史跡である「手宮洞窟」の保存・公開を行う手宮洞窟保存館がある。このほか、市立小樽美術館、市立小樽文学館、市立小樽図書館、小樽芸術村（似鳥文化財団運営）においても、歴史文化や文化芸術に関する各種の展示やイベントを行い、市内外に向けた小樽の多様な歴史遺産の情報発信に努めている。

本市は年間約 800 万人が来訪する国内外で知名度の高い観光地であり、文化財を含む文化遺産は観光資源として注目を集めている。文化施設には外国人観光客も多数訪れており、各施設においては、既にパンフレットの多言語化などに取り組んでいるほか、市の景観条例に基づく指定歴史的建造物には、建物の建築年代や由来を多言語で記した解説看板を設置している。

今後更なる増加が見込まれる海外からの来訪者に対応するため、日本語表記のみの解説看板や情報発信の多言語化、分かりやすい誘導サインの設置、経年劣化による傷みが見られる多言語解説看板の計画的な更新について検討するほか、旧三井銀行小樽支店をはじめとした民間所有の施設等とも連携を図りながら、積極的な文化財の保存・活用に向けた取組を推進していく。

（4）文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周囲の景観や自然環境は、文化財の価値や魅力、そして保存についても大きな影響を及ぼす。そのため、文化財の保存活用に当たっては、その周辺環境一体を適切に保存することが重要であることから、文化財の解説看板や案内看板は、文化財の周辺の環境と調和したものとする。

また、景観への配慮に欠ける屋外広告物について、改善が課題となっている。これらの課題解決に向け、小樽市景観計画や小樽市屋外広告物条例などの関連法令の周知や適切な運用による景観誘導を行い、その価値や魅力の維持向上を図る。また、関係機関との連携や市民との協働により、来訪者にも魅力や潤いを感じさせる環境整備を図る。

（５）文化財の防災・防犯に関する方針

文化財の適切な管理と保存活用には、地震や火災、津波等の災害に対する備えや防犯体制の整備、強化を行う必要がある。文化財の防災については「小樽市地域防災計画」において「文化財の保全についても万全を期さねばならない」と定められている。殊に有形の文化財については、災害等による滅失・毀損^{きそん}の恐れがあることから、指定文化財については個別の災害対策を含めた保存活用計画の策定に努める。

また、市街地に多く存在する本市の文化財の特性を鑑み、地域防災計画に基づき、未指定の文化財を含め、自動火災報知設備、防火水槽、防火壁の設置、消防車両等の進入用道路及び活動用空地の確保を促進し、被害を最小限にできるよう努めるとともに、消防機関と連携し、文化財防火デー等の機会を利用して、市内の文化財建造物に対する防火査察を実施する。

地震対策については、必要に応じ、支援制度を活用した耐震診断や耐震補強について検討を行う。

防犯については、一般的な防犯センサーやカメラの設置を呼び掛ける。また、近年全国的に文化財に対するいたずら行為や意図的な破壊行為が発生しているため、防犯設備の設置に加え、定期的な見回りや点検などの防犯体制についても、所有者・管理者にその強化を促していく。

防災・防犯の予防措置に加え、万が一被災した事態を想定し、各文化財の記録保存に努める。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財は地域の魅力向上にとって不可欠な存在となっていることから、本市及び文化財所有者は、これらが適切に保存活用されるようそれぞれの立場における責務を果たし、文化財の重要性について理解を深め、文化財の保存及び活用の機運醸成に向けた普及・啓発活動に努める。

児童生徒に向けては、市内に伝わる無形文化財・無形民俗文化財の普及及び伝承を目的とし、総合的な学習の時間等における文化財鑑賞や体験活動を通じ、文化財に触れ、学ぶ機会を創出するとともに、故郷への愛着を育むために「民俗芸能伝承事業」を実施する。このほか、土器づくりや遺跡見学など、埋蔵文化財に関する講座や体験学習を中心とした出前授業を実施し、児童生徒の地域の歴史に対する理解・関心を促す手助けを行う。

市民に向けては、市内の文化財をテーマにした生涯学習講座や、博物館施設での展示、歴史的建造物をバスでめぐり実際に見学する「歴史的建造物めぐり」を実施する。また、既に一部の市民は文化財の解説や遺跡の環境整備を行うボランティア活動や文化遺産を掘り起こすまちづくり活動に参加し、文化財の保存活用の担い手となっていることから、今後これらの活動の輪を積極的に拡大し、多様な担い手の育成を図る。

また、本市は、新型コロナウイルス感染症の拡大以前は国内外から年間約 800 万人の観光客が訪れる観光都市であり、文化財や歴史的建造物そのものが観光都市としての魅力を創出する重要な要素として活用されている。来訪者に向けた普及啓発として、今後さらに回遊性を高めるため、観光案内サインや解説看板の多言語整備、パンフレットの制作などを検討する。

（7）埋蔵文化財の取扱いに関する方針

北海道では、保護や規制の対象となる埋蔵文化財の範囲を旧石器時代から幕末までと定めており、本市には周知の埋蔵文化財包蔵地が 102 か所確認されている。市内で確認されている埋蔵文化財の年代については、8割が縄文時代、その内の5割が縄文時代後期のものと推定されている。

周知の埋蔵文化財包蔵地において開発行為が行われる際は、事前に事業者等と協議を行った上で、必要に応じて試掘・確認調査、発掘調査を実施し、現状保存に努め、適切な保護措置を図る。また、周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていない場所についても、埋蔵文化財の可能性のある遺物・遺構等が発見された場合の届出について、事業者等に対し、その義務を徹底する。

なお、調査の結果等により周知の埋蔵文化財包蔵地について修正が必要であると認められた場合は、適宜修正を行う。

（8）教育委員会等の体制と今後の方針

本市では、文化財の保護並びに埋蔵文化財の発掘調査に関する事務を教育委員会教育部生涯学習課が所管し、課内に2名の学芸員（考古学1名、歴史学1名）を配属している。

また、文化行政に係る諮問機関として、小樽市文化財保護条例に基づき、小樽市文化財審議会を設置している。小樽市文化財審議会は、考古学、昆虫学、日本政治外交史、まちづくり・歴史的建造物活用、民俗学、土木史各1名、建築史2名の計9名の学識経験者から構成され、主に市指定文化財の指定及び解除並びに保存活用について、教育委員会の諮問に応じ、意見を述べる。

市内に存在する文化遺産、自然史資源の調査研究については、総合博物館が所管し、学芸員12名、事務職員3名を配置しており、諮問機関として小樽市総合博物館条例に基づき博物館協議会を設置している。

その他、産業港湾部観光振興室が日本遺産に関する事務を、建設部新幹線・まちづくり推進室が市登録・指定歴史的建造物等に関する事務を所管している。市登録・指定歴史的建造物等については、諮問機関として、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例に基づき、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観審議会を設置している。

さらに、まちづくり部局、文化財部局、観光部局が「小樽の歴史を活かしたまちづくり市内検討会議」を組織し、3部が連携し、未指定の文化財を含む文化遺産を幅広く継承及び活用する方法について検討している。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

文化財の保存・活用には、行政だけでなく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる地域住民や市民活動団体、教育機関、民間事業者、さらに小樽市域をフィールドとして活動する大学機関等との連携が不可欠であることから、引き続きこれら団体の活動の活性化を図るため、必要な情報提供や人材育成等について積極的に支援するとともに、官民連携による文化財の保存・活用の取組を推進する。

文化財の保存・活用や地域活動等に関わる主な市民団体

名 称	活動 エリア	活動内容
忍路鯨場の会	忍路	市指定の無形の民俗文化財「忍路鯨漁撈の行事」の保存継承
小樽・朝里のまちづくりの会	朝里	地域の歴史・文化遺産の調査研究
小樽運河新世紀フォーラム	小樽運河 周辺	歴史的景観を持った港町として継続可能なまちづくりの推進
NPO法人OTARU CREATIVE PLUS (OC+)	小樽運河 周辺	小樽の文化的資源を活用した価値の共創、文化と経済の両輪で未来へ進むまちづくりの推進
小樽住ノ江火の見櫓をまもる会	住ノ江	小樽市住ノ江にある火の見櫓の保存活用
NPO法人小樽民家再生プロジェクト	全域	空き家となった古民家の所有者と活用希望者を結ぶマッチング活動
Canal Clean Team	小樽運河 周辺	小樽運河を中心とした市内各所の定期的な清掃活動
塩谷桃内まちづくり推進委員会	塩谷 桃内	地域の歴史・文化遺産の調査研究
住吉神社楽部 伶人会	住ノ江	地域に残る民俗芸能「住吉神社太々神楽」の保存継承
高島越後踊り保存会	高島	市指定の無形の民俗文化財「高島越後盆踊りの行事」の保存継承
NPO法人北海道鉄道文化保存会	手宮 色内	小樽の鉄道遺産の活用・普及
松前神楽小樽保存会	潮見台	国指定重要無形民俗文化財「松前神楽」の保存継承
松前奴保存会	塩谷	地域に残る民俗芸能「松前奴」の保存継承
向井流水法会	高島	市指定の無形の文化財「向井流水法」の保存継承
NPO法人歴史文化研究所	全域	小樽の歴史や歴史的建造物の調査研究

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内には、重要文化財（建造物）3件、市指定の有形文化財（建造物）1件、国の登録有形文化財（建造物）1件、合計5件の文化財（建造物）のほか、文化財としては未指定の市登録・指定歴史的建造物も数多く存在する。国の指定文化財を除くこれらの建造物については、必要に応じて歴史的風致形成建造物の指定を行い、その保存と活用を図る。

指定文化財のうち、旧日本郵船株式会社小樽支店（重要文化財）については、令和6年5月に個別の保存活用計画を策定しており、この計画に基づいて、適切な保存活用を図る。同建物は、令和2年度(2020)より実施されていた大規模な保存修理工事が令和7年(2025)1月に終了し、令和7年4月より公開を再開しており、館内の歴史的空間と旧国鉄手宮線や北運河が残る周辺環境を生かしたイベントなどの実施を検討するとともに、北運河地域における歴史観光拠点として更なる活用を目指すこととする。

重点区域内の他の歴史的建造物については、本市以外が所管する場合は、所有者などと連携を図りながら適切な保存修理を行い、市所有の指定文化財については、計画的な保存修理を行う。また、運河周辺の木骨石造倉庫、市街地の商店や商店に付属する蔵などは、本市の歴史的風致を形成する重要な要素であることから、保存と活用を呼びかけていく。

【対象事業】

- ・旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫活用推進事業
(令和4年度(2022)～令和16年度(2034))
- ・寿原邸活用推進事業 (令和2年度(2020)～令和16年度(2034))
- ・旧日本郵船株式会社小樽支店活用促進事業
(令和7年度(2025)～令和16年度(2034))
- ・歴史的風致形成建造物保存支援事業 (令和8年度(2026)～令和16年度(2034))
- ・未指定・未登録建造物調査事業 (令和7年度(2025)～令和16年度(2034))

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重点区域内において、歴史的風致を維持向上するための保存修理などを積極的に実施するため、重点区域に所在する歴史的建造物、特に歴史的風致形成建造物の指定基準に合致する歴史的価値が高い建造物については、歴史的風致形成建造物に指定した上で、所有者と協議の上、保存修理にかかる費用に対し支援を行う。

重点区域内の一部の有形文化財では、経年劣化等による雨漏りやすが漏り（積雪期に屋根にたまった雪が氷となり、春先にその一部が解け室内に入り込む現象）が発生している

例もあることから、個別の保存活用計画が未策定の建造物については計画の策定を検討し、自然災害や経年劣化等による毀損や滅失^{きそん}について十分な予防策を講じる必要がある。

また、文化財の保存修理事業に当たっては、膨大な経費負担や長期間にわたる公開休止が課題となる場合があることから、所有者の財政的負担を考慮し、助成制度等の周知を積極的に行うとともに、市ホームページや広報紙等を活用した観光客・市民への情報発信を行いながら、文化財の修理や整備を適切に進めていく。

【対象事業】

- ・鉄道車両補修事業（平成 31 年度(2019)～令和 16 年度(2034)）
- ・歴史的風致形成建造物保存支援事業（令和 8 年度(2026)～令和 16 年度(2034)）
- ・旧国鉄手宮線維持補修事業（令和 4 年度(2022)～令和 16 年度(2034)）

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内にある小樽市総合博物館本館では、博物館構内に旧手宮鉄道施設（重要文化財）が所在しており、約 50 両もの車両や、重要文化財でもある機関車庫・転車台を実際に使った蒸気機関車の運行などにより、小樽の鉄道の歴史の解説が行われている。また、より市街地に近い小樽市総合博物館運河館では、日本遺産「北前船」のストーリーや、小樽運河の歴史的景観の背景について解説を行い、小樽運河周辺の観光ガイド施設としての役割を果たしている。

旧日本郵船株式会社小樽支店（重要文化財）は、指定管理者制度による運営で令和 7 年（2025）4 月より公開が再開され、館内をイベントや講演会、会議、セレモニーの場などとして活用することも検討されている。同施設は、運河公園や旧北海製罐倉庫株式会社第 3 倉庫などの周辺施設との一体的な活用により、エリア全体の魅力を高める役割が期待され、北運河地区の歴史観光拠点の一つとして、更なる活用を目指すこととする。

【対象事業】

- ・旧北海製罐株式会社小樽工場第 3 倉庫活用推進事業
（令和 4 年度(2022)～令和 16 年度(2034)）
- ・旧寿原邸活用促進事業（令和 2 年度(2020)～令和 16 年度(2034)）
- ・旧日本郵船株式会社小樽支店活用促進事業(令和 7 年度(2025)～令和 16 年度(2034)）
- ・旧手宮鉄道施設、手宮洞窟、旧小樽倉庫一般公開事業（確認中～令和 16 年度(2034)）

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域内には、小樽市景観計画に基づく「小樽歴史景観区域」が設定されている。また、本市の中心的観光スポットである小樽運河や堺町通商店街が存在する。これらの観光

スポットでは、市の景観条例や屋外広告物条例等により、事業者の協力を得ながら景観に配慮した景観誘導が行われているものの、一部店舗でそれにそぐわないものが見られることから、事業者の意識の向上に努め、景観に配慮した環境整備を促進する。

文化財施設の活用に当たっては、施設に付随する駐車場や駐輪場、誘導サインなどについても、色調やデザイン、大きさ等を十分に考慮し、文化財施設やその周辺環境に調和したものとする。

また、重点区域内には、運河や海に面したエリアがあり、港町らしい海を見渡す光景が見られる。本市の文化財の多くは海運や漁業と深く関連するものであることから、これらの文化財と運河、海といった水辺の環境が分断されることのないよう、既に行われている建造物についての高さ制限などの措置を継続しつつ、眺望景観への配慮を行う。

【対象事業】

- ・第3号ふ頭及び周辺再開発事業（令和2年度(2020)～令和7年度(2025)）
- ・旧国鉄手宮線維持補修事業（令和4年度(2022)～令和16年度(2034)）
- ・小樽市景観計画改定事業（令和8年度(2026)～令和10年度(2028)）
- ・市指定歴史的建造物説明板修理事業（平成24年度（2012）～令和16年度(2034)）

（5）文化財の防災・防犯に関する具体的な計画

重点区域内の文化財については、市全体の方針と同様に、万が一の被災に備え、文化財防火デーなどをきっかけにした初期消火や避難誘導などの消防訓練等を通じ、所有者の防災意識の向上に努めるとともに、被災した事態を想定し、各文化財の記録保存に努める。

また、放火や防犯対策については、侵入対策として夜間照明の整備や柵、塀などを設置するほか、建物内外の様子を確認できる防犯カメラの設置を推奨・検討する。

重点区域内に所在する個別の文化財における防災計画について、旧日本郵船株式会社小樽支店（重要文化財）では保存活用計画を策定しており、計画に基づく防災措置を実施していく。その他の文化財については個別の保存活用計画が未策定であることから、順次防災計画を含む個別の計画策定を検討する。

【対象事業】

- ・旧日本郵船株式会社小樽支店活用促進事業
（令和7年度(2025)～令和16年度(2034)）

（6）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内にある旧日本郵船株式会社小樽支店（重要文化財）は、保存修理工事のため平成30年（2018）11月から長期休館し、令和7年（2025）4月より公開を再開した。旧日

本郵船株式会社小樽支店（重要文化財）の具体的な活用については、令和6年（2024）5月に策定した保存活用計画に基づき実施し、隣接する旧国鉄手宮線（現在は散策路として整備）や旧北海製罐倉庫株式会社第3倉庫などと連携し、北運河エリア全体の情報発信及び活性化に努める。

他の重要文化財では、似鳥文化財団（小樽芸術村）が管理・運営する旧三井銀行小樽支店（重要文化財）が、文化庁の「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業」を実施しており、周辺の博物館、美術館、さらに商店街と協力しながら文化財の活用を行っている。同じく重要文化財である旧手宮鉄道施設（重要文化財）でも、鉄道施設の活用・公開に努めている。

市内外への普及活動、啓発活動については、認知度が高く波及効果の望める重要文化財をモデルとして保存・活用を行い、重点区域内の他の建造物などと有機的なつながりを深める。さらに、重点区域内には、日本遺産の構成文化財や市指定歴史的建造物も多くあることから、これらを一括して案内するパネルや、解説看板等の表記スタイルの統一などを計画していく。なお、市指定歴史的建造物には、既に5か国語（日本語、英語、ロシア語、中国語、韓国語）が併記された解説看板が設置されているが、今後はスマートフォン向けナビゲーションアプリや多言語音声ガイドなどのデジタルツールを活用した普及について検討を行う。

【対象事業】

- ・旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫活用推進事業
（令和4年度(2022)～令和16年度(2034)）
- ・旧寿原邸活用促進事業（令和2年度(2020)～令和16年度(2034)）
- ・旧日本郵船株式会社小樽支店活用促進事業
（令和7年度(2025)～令和16年度(2034)）
- ・旧手宮鉄道施設、手宮洞窟、旧小樽倉庫一般公開事業
（確認中～令和16年度(2034)）
- ・歴史的建造物めぐり事業（平成4年度(1992)～令和16年度(2034)）
- ・ロマネスクイルミネーション事業（昭和63年度(1988)～令和16年度(2034)）
- ・小樽雪あかりの路実行委員会補助事業（平成10年度(1998)～令和16年度(2034)）
- ・小樽市都市景観賞事業（昭和63年度(1988)～令和16年度(2034)）
- ・八景の日事業（平成8年度(1996)～令和16年度(2034)）
- ・おたる潮まつり実行委員会補助事業（昭和42年度(1967)～令和16年度(2034)）
- ・日本遺産推進協議会補助事業（令和5年度(2023)～令和16年度(2034)）
- ・小樽に関する教育普及事業（昭和31年度(1956)～令和16年度(2034)）
- ・レールカーニバル in おたる事業（平成24年度(2012)～令和16年度(2034)）

- ・鉄道歴史体感プログラム事業（平成8年度(1996)～令和16年度(2034)）
- ・市指定歴史的建造物説明板修理事業（平成24年度(2012)～令和16年度(2034)）

（7）埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内にある埋蔵文化財包蔵地は、「手宮公園下遺跡」及び「手宮洞窟」（国指定の史跡）の2か所である。また、重点区域に近接する埋蔵文化財包蔵地としては「豊川町1遺跡」、「旭ヶ丘遺跡」の2か所が挙げられる。

これらの埋蔵文化財包蔵地については、市全体の方針と同様に、法に基づく事業者との事前協議や調査を徹底し、埋蔵文化財の適切な保存に努める。

具体的には、開発行為を行う当該地が周知の埋蔵文化財包蔵地内に所在又は近接している場合、又は開発行為を行う面積が1ヘクタールを超える場合は、工事計画段階において事業者に対し事前協議書の提出を求めるものとする。事前協議書が提出された工事については、必要に応じ着手前の試掘調査や工事立会を行い、現状の把握と埋蔵文化財包蔵地の保護に努める。開発行為等により埋蔵文化財包蔵地が破壊される恐れがあるものの、事業者が開発変更の余地が全くない場合、文化庁及び北海道の指示・助言に基づき適切な記録保存を行う。

（8）各種団体の状況及び今後の体制整備に関する具体的な計画

文化財の適切な保存管理・活用を進めるためには、市民、各種団体、民間企業、教育研究機関、そして行政といった多様な主体がそれぞれの役割を果たし、連携しながら、市全体で取り組んでいく必要がある。

行政はこれら全体のコーディネーターの役割を担い、各主体が今後も積極的な活動を継続できるよう、効果的な支援に努める。